

東京十八公園

王子公園	明治廿四年七月	四四〇坪
道灌山公園	明治廿四年十二月	四四一坪
日比谷公園	明治廿六年	四三八八三坪
上野公園	明治六年三月	一六九一〇六坪
芝公園	明治六年六月	一六八五五五坪
淺草公園	同	九六〇四八坪
深川公園	同	一九三三〇坪
飛鳥山公園	同	一三五二〇坪
麹町(山王)公園	明治十四年六月	一〇二七七坪
愛宕公園	明治十九年四月	四七九三坪
坂本公園	明治廿二年七月	一七八四坪
下谷公園	明治廿三年四月	一六四三二坪
綠町公園	同	七九一五坪
湯島公園	明治廿四年五月	三三二八坪
清水谷公園	同	二八五八坪
根津公園	明治廿四年五月	四八一坪
白山公園	同	三七一坪
高田公園	同	

王子公園	明治廿四年七月	四四〇坪
道灌山公園	明治廿四年十二月	四四一坪
日比谷公園	明治廿六年	四三八八三坪
上野公園	明治六年三月	一六九一〇六坪
芝公園	明治六年六月	一六八五五五坪
淺草公園	同	九六〇四八坪
深川公園	同	一九三三〇坪
飛鳥山公園	同	一三五二〇坪
麹町(山王)公園	明治十四年六月	一〇二七七坪
愛宕公園	明治十九年四月	四七九三坪
坂本公園	明治廿二年七月	一七八四坪
下谷公園	明治廿三年四月	一六四三二坪
綠町公園	同	七九一五坪
湯島公園	明治廿四年五月	三三二八坪
清水谷公園	同	二八五八坪
根津公園	明治廿四年五月	四八一坪
白山公園	同	三七一坪
高田公園	同	

「本集に採らない名數」の外、明治十六年版行の筆陣五花叢同十八年の東京八名家、同十九年の大家五雷名競、同二十年の東京名家七福人、同二十三年の三幅對諸名家競、東京八名家などいふ番附式のものも多くのあるが悉く採らない變な公園じや」 雪嶽記

以上が「甲」として完である

「乙」としての材料
以上に漏れた名數は、マダ五十や百であるまいと思ひますから、今後發見するに隨ひ筆記して置きます、又若い助手連も大にあさつて探し出すと云つてゐますが、皆さんの追補をも希望いたします、特にお願ひしたいのは、明治文化に關係のある大阪、京都、其外各地の名數です、各地にも三名士とか、五新聞とか、三大私塾とか、三名物とか云ふ類が多くある筈です

操志堅實にして主義一貫の英雄 蘆原將軍

(近來の傑作と自認する大論文)

陸軍大將であつた山縣有朋が、明治二十二年の末、内閣總理大臣に成つて以來、一般軍人が漸次威張り出し、日清戦爭日露戰爭後はそれが一層甚だしく、桂太郎や山本權兵衛までが首相の椅子に就くことに成つて、一國の政治が軍人の手によつて左右されるに至り、軍人崇拜の熱が高まり、軍人諷歌の聲が満ち、實に軍人全盛の頂上に達したが、その後軍人の專横を憎むの情と、外來の新思想とで、いつしか軍閥とか軍國主義とか云ふ新語が出來て、軍人を攻撃する趨勢と變じた、それで從來汽車の中などで肩を聳かして居た軍人が近年は隅の方に小さく成つて居る、當年天下を震撼せしめた東郷はハガネに名を留めるのみ、乃木は煎餅に名を残すのみと成つた、ア、變れば變るもの、今は「軍人お嫁に成りたい」と云ふ娘もなく「大きく成つたら大將に成る」と云ふ子供までが無くなつた

榮枯盛衰は世の常なりとはいへ、斯く軍人が凋落するに至つたのは、實に氣の毒の次第である、そしてこれも世態の變遷、已むを得ぬ事とするか否々、英雄は時代を生み偉人は時勢を作るにあらずや、ア、一人の英雄なく一人の偉人なきか、元來軍人は敵を粉碎するのが本領である、然るに其軍人が世論の攻勢に辟易して退却し、自己の領土を蹂躪さるゝまゝに委して、何等反抗の策を講ぜず、舉つて逡巡閉息するのは、誠に意氣地なし其の寄合ではないか、百萬の敵を恐れずと云ふ昔日の勇氣は今何處に存するかと云ひたい、嗚呼耄碌退嬰の軍閥共、嗚呼此歎聲を發して後、我輩は圖らずも一個の英雄偉人を發見した、それは蘆原將軍といふ男である

明治十三年六月十二日發行の「東京自由新聞」第百十二號の雑報中に、左の一項が見える、自由民權論が勃興して、新聞に自由の二字を入れたのは、明治十年五月に創刊した長崎自由新聞であるが、東京に於ては此新聞が元祖である、西園寺公望が社長の東洋自由新聞、板垣退助が社長の自由新聞などは、いづれも此後に出來たものである

○去る六日千住の電信分局へ一人の男が飛で来て拙者儀は何を隠さう正三位勅任官勵一等左大臣蘆原將軍藤原の

諸味なり今日眉を焼くの大事件あつて至急支那の李鴻章へ電報打つて貫ひ度と四邊を白眼で申立てしを該局の者は吃驚して事實如何と最寄の分署へ照會せしところ兼て有名なる下谷金杉村蘆原金次郎と云ふ狂人賤生。これより一ヶ月後の同新聞に、再び左の記事が出て居る。○發狂人と知つたなら此様事もしもせまい金杉村の人力車夫庄吉といふ者は上野櫻木町新坂下にて客待をして居たりしに一人の男が來かゝりて道を聞きしに其教へかたが能いとか悪いとか言つて取つて掛かり終に組合を初めしに彼者は大音上げ我を誰ぞと心得居るか桓武天皇九代の後胤蘆原將軍源の義經とは我事なり下司下郎の身を以て我に刃向ふ蠅虫奴睨み殺して呉れんぞ、と礪と白眼し發狂眼それと見るより同村の長澤音吉が仲裁に立入りしに突然同人へ噛付き腹へも疵を負はせた故彼是と取合中巡行の巡回に拘引され狂人の兄金杉下町三十二番地蘆原榮藏を召出され御説諭の上同人より療治代三十錢を出して示談に成り今まで諸官省へも怒鳴り込んだる有名の蘆原將軍も暫らく檻へ入れられました。

尙この前後、右記事の如く諸官省へ怒鳴り込んだり、諸人を蹴飛ばした事が度々なので、終に瘋癲病院へ收容される

よ、研究會の青木や近衛は食糧係にすればよい」
軍備縮少に就て將軍の意見は「飛行機が發達すれば大砲をやめる丈けだ、それから歐洲の政局は豪傑張りの佛國と、女張りの英國とが、印度のシンガポールを取りつこする云々」

蘆原將軍の寫真摸筆



又昨年十一月六日發行の『讀賣新聞』には「松澤病院の七周年に蘆原將軍の怪氣焰」と題して、將軍の近狀を報じ、亞米利加や獨逸はおれがやつづけて置いたから大丈夫だなどの氣焰を掲げたと記してある。普通の精神病者は、平癒すればよし、然らざる者は、概ね三年か五年で死亡するのが常例であるに蘆原將軍が五十年

ことになつたのである、その後一時平癒したらしいので退院したが、ヤハリ亂暴をするので、再び入院して、巢鴨病院の名物男と成り、巢鴨が松澤に轉じ、院長醫員は變つて有名な下谷金杉村蘆原金次郎と云ふ狂人賤生。

○發狂人と知つたなら此様事もしもせまい金杉村の人力車夫庄吉といふ者は上野櫻木町新坂下にて客待をして居たりしに一人の男が來かゝりて道を聞きしに其教へかたが能いとか悪いとか言つて取つて掛かり終に組合を初めしに彼者は大音上げ我を誰ぞと心得居るか桓武天皇九代の後胤蘆原將軍源の義經とは我事なり下司下郎の身を以て我に刃向ふ蠅虫奴睨み殺して呉れんぞ、と礪と白眼し發狂眼それと見るより同村の長澤音吉が仲裁に立入りしに突然同人へ噛付き腹へも疵を負はせた故彼是と取合中巡行の巡回に拘引され狂人の兄金杉下町三十二番地蘆原榮藏を召出され御説諭の上同人より療治代三十錢を出して示談に成り今まで諸官省へも怒鳴り込んだる有名の蘆原將軍も暫らく檻へ入れられました。

尙この前後、右記事の如く諸官省へ怒鳴り込んだり、諸人を蹴飛ばした事が度々なので、終に瘋癲病院へ收容される

蘆原將軍は昔から有名だ、當年七十八歳、二十七の時から御厄介になつて居ると云ふ、南第二病棟の一室に恭しく訪問した、將軍は九疊敷の部屋を一人で占領して居るのである云々

部屋の中には紙製の軍旗七ツ、正装軍服一着、山高帽子二ツ、シルクハット一つ、軍扇一つ、サーベル二ツ、大禮服の鳥毛帽子一つ云々

内閣改造問題の將來を尋ねると將軍曰く「政黨は太政官制を布き、若し命令に叛く奴があつたら他國に流罪にせ

来繼續して健在なのを異とするシカモ其五十年來、時勢の變化にも頓着しないで依然軍國主義を保持して止まず、七十九歳の高齢にも似ぬ大元氣で、支那征服や米國征服を夢想しつゝ大言壯語し、相變らず自尊倨傲の態度で、四邊を睥睨する勇氣が失せないのは、實に感心の至りである。軍國主義は時代錯誤なりと叫ぶ新論に辟易して、沈黙屏居せるそんじよそちらのお方々よりは此蘆原將軍の方が幾許エライか知れない

人の世に處す、其尊ぶべきは操志の堅實である、主義の一貫である、現代の軍人中、操志堅實主義一貫、以て五十年來其信條を枉げざる者は、蘆原將軍たゞ一人である、嗚呼エライ哉蘆原將軍

尙又將軍は他が狂人と呼ぶに委して顧みない、此一點も亦我輩の常に敬重する所である

以上が自慢の全文である、これは今月發行の『クラク』に載せる原稿として書いたものであるが、コンナ奇抜と滑稽の傑作を、一雑誌に發表するだけでは惜いと感じたので、プラトン社主の諒解を得て、本誌にも轉載する事にしたのである

右の本誌とは大阪の『奇抜と滑稽』

●農村の合力米

苛斂誅求の片影

本年五月發行の『經濟往來』に寄稿した一文である。

何等經濟的知識の無い者であるが、自己が數年來熱心に蒐集し古い新聞雜誌の中で見た一奇事を摘記して、農政經濟研究家の参考に供したいと思ふ、然しこれも遼豕十菊の類であるかも知れない。

本多佐渡守の記述と傳へられて居る『本佐錄』の中に

「一年の入用作食をつもらせて其餘を年貢に取るべし、百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治めること道なり」

とある如く、徳川幕府は家康の此遺訓を政策として苛斂誅求を志にしたのである。

武斷的壓制政治の恐るべき一片影として、予の父が幼少の予に物語つた事を今に記憶してゐる、それは予が郷里の讃岐に居た明治十二年頃の事であつたと思ふ、一日父が予に語るには

「オレが若かつた徳川家時代には、年中働いて田畠を作つても、年貢が高くて餘剰が少いために、働き損といふやうな田畠があつた、そんな田を賣らうとしても誰一人金

を出して買はうといふ者がない、そこで此田に酒三升を添へるから誰か引受けて呉れぬかと吹聴をする、米一石三斗しか收穫のないものを年貢に一石取られては三斗しか残らない、それを作つて居てはクラシに成らないのはモソトモだが、肥料を奮發して作れば五斗位の餘剰を得られぬ事もあるまいと目算を立て、酒三升ではイヤだ、五升寄越すのならオレが引受けてやると云ふ者が出て談合が整ひ、其地所の譲渡が行はれたのである、それが今は明治聖代のお蔭で地租改正の結果、一反畝百圓二百圓に賣買するやうに成了た」

土地所有権を他へ譲るのに、代價を貰へないばかりでなく耕作の義務を附隨し、其捐得に拘らず一定の年貢を納めねばならぬ制度であったから、自己の所有権を放棄して其田を耕作せぬといふ事を許されなかつたが爲めである

此制度の餘弊につき救濟の一策の行はれた地方のあつた事を發見した、それは明治五年十一月發行の『廣島新聞』第十八號に記載されて居る左の一條を通讀して得たものである

第十二大區世羅郡ハ邊陬ニシテ未ダ文明ノ化ニ澤ハズ何

レノ頃ヨリカ合力米ト唱ヘ惡所田畠ヘ村高ヨリ合力米ヲ

するのよりは、三斗を損して七斗を得るの利があるので、此合力米といふ村制が行はれたのであらう、其村制の因襲が明治政新府の五年頃まで存し、前の例で云へば、一石三斗の收穫が田地の肥腴で五斗の增收を得、その上合力米三斗が附くので合計二石一斗の收穫地として、以前貰ひ人のなかつた田地を高價に賣買するに至つた、其弊を悟つた文

明開化の美談として掲出された記事である

右の「合力米」といふ舊幕府時代の村制は、當時各地方で行はれた事であるか、單に備後國世羅郡内の事であつたか、それは専門家の調査報告を待つ事とし、予は農學博士小野武夫先生の近著『日本農民史語彙』にも見えない此「合力米」といふ奇な語を發見して喜び、古い新聞雜誌蒐集の必要を感ずる念が倍々深大と成つた事を吹聴したいに過ぎないのである

受ケ耕作シ土地既ニ饒腴ニ至レドモ其ノ儘合力ヲ受ケ來リ舊習ノ固結終ニ其ノ田畠ノ作徳米同様ニ賣買ノ價トナリ有名無實ノ事ナリシガ此度同區内吉原村ニハ右ノ者共一同發憤シ斯ル御一新ノ際ニ當リ有名無實ノ米ヲ受クル理ナシ當年ヨリ相止度段願出タル由又同區加茂村ニハ市場トテ少シノ町アリ往古驛所タル節無税地ナリシヨリ今ニ其儘ナリシヲ此度一同協議シ人並ニ農商ノ籍ニ居ナガラ恬然無税ノ地ニ住スルハ天理ニ戾リ辱ベキナリト至當ノ地稅御付ヶ被下様願出し由ナリ抑吉原村ハ小區用係遠藤類三郎加茂村ハ副戸長田谷三郎兵衛等ノ示教厚キニ依ルトハイヘド彼ヨリ願出シハ未開化ノ邊陬ニ得ガタキ民心真ニ一村ノ面目ナラスヤ外同様ノ村モアラバ亦斯クアリタキコトナリト作者敬シテ白ス

右の「合力米」といふ事を委細に解説すれば、米一石三斗の收穫しかない田を耕作して一石の年貢を納めれば、勞多くして得る所が少いから誰かに譲りたいと云つても、應ずる者のない場合、村方へ嘆願して合力米三斗を受くる事になれば、六斗の所得と成り村方は三斗の損失である、然れども、其田を耕作する者がなければ、毎年藩庫に納むべき村高一定の石數より一石を減ぜられ、それを村方一同が負擔



●天皇陛下といふ語

明治前には絶えて無し

本年五月發行の『クラク』に寄稿した我儘隨筆の一節建築の事を「普請」と云ふが、此語は昔お寺の坊主が普く寄進を請ふて堂宇を建築した事が起りである、板圍ひに「普請中」と書けば、昨今建築費寄附の募集中といふ字義に成る、それを自費で建築せる者に對して立派な御普請ですなど云つて怪まないのは、最初の語義が變化して居るからである、斯様な例は擧示に遑なしであるが、其中の一だけを云つて見る

今は何人も「天皇陛下」と稱へ奉ることになつてゐるが、六七十年前には天皇陛下といふ語を使ふ者はなかつた、明治初年から同二十年迄の公報には悉く「天皇」又は「主上」「聖上」と書いてある、明治十六年七月創刊の『官報』を見ても宮廷錄事にヤハリ「聖上」と書いてある、天皇陛下の語を用ひたのは明治二十年一月後のこと、それも或る場合だけであつた、同年四月十四日の『官報』

○演習御覽 聖上 皇后宮ハ來ル十六日午前八時御出門

府下荏原郡目黒村近傍ニ於テ近衛隊演習御覽アラセラル

ある、これは將軍専横の幕府が倒れて明治維新の新政府が出来、天皇御親政の有難い御代になつて、尊稱の天皇と呼ぶだけでは敬重の念が足りない様な感が起り、さりとて聖上といふのも語音に汎意があるので、天皇に陛下を加へる事にしたのであらう、それで維新以後民間には天皇陛下といふ語が行はれて居たのであるが、終に官省までが古い語義に構はず、法文以外の報告には天皇陛下、皇后陛下と書く事にし、諸新聞雑誌記者までが、それに倣ふ事になつたのであらうと思ふ、建築の「普請」が難解の「不審」であるなど、は違ひ、これは我國民性を發揮したフサハシイ用語の變化であると見る、讀者諸君の御批評はアトのこと、先づ「クラク」編輯者足下、これに首肯されるか否か

此執筆後も古い書類や官の報告などに注意して居るが、一つも天皇陛下といふ語を發見しない、明治五年の米國條約文書中には我聖上に對して「天皇陛下」と多く記してあるが、いづれも間接の場合ではない

意義の變化であるといふ事には誰も異論はあるまい、同意義の足下といふ語を三人稱に使ふ者のないのは、マダ意義が變化しないからである

ル旨昨十三日仰出サレタリ

一一六

と掲出するなどが定式であつた、それがイツシカ天皇陛下には「聖上」の語をアマリ使はなくなつたのである

皇后陛下、皇太后陛下と書く事に變つて、明治二十二年頃には「陛下」といふ語は、支那の上代秦の始皇帝が「自ラ稱シテ朕トイフ」と制定された時に出來た語で、其臣の李斯が始皇帝に對して「今海内ハ陛下ノ神靈ニヨリテ一統シテニ居テ權陛下ヨリモ重シ」など「秦紀」にある如く、臣下の者が皇帝に對して直接に「アナタスマ」といふ場合に使つた語である、我國でも古く此制を用ひ、大寶令の儀制令中にも、天皇に對しては陛下、皇后、皇太子に對しては「殿下」と呼ぶ事に成つて居る、そして其「陛下」とは階段の下といふ字義である、天皇に對して直接に言上又は上書するのは失禮であるから、アナタスマの御住居たる宮城の陛下に居るお方にお取次を願ふのであるといふ意で、これを「卑ニ因リテ尊ニ達スルノ意」といふのである、殿下、閣下、机下、足下など云ふ語も皆此意義に外ならないさて斯く意義が變化したは何に原因するのであらうかを考へて見た、當らないかも知れないが、予の觀察は斯うで

これより以下に掲げる古い新聞記事を抜いて短評を附けたのも、同じ『クラク』に「明治初年の新聞雑誌」と題して寄せた中の二三である

●土地國有實行の風説

古くて新らしい事

(明治十二年二月十八日『讀賣新聞』第千二百二十四號)

此ごろ道路で誰いふとなく政府では全國の地所を殖らず買上げて代金の代りに公債證書を發行して地主へ渡されるなど、専ら風説が有るので地所を持つて居る者は大心配をして今に地券面の地價でお買ひ上げに成ては大損ゆゑお布令の出ないうちに早く賣るが宜いとて何れも賣仕度するので今は賣人ばかりにて少しも買人は無く俄かに地價が下るほどで有るが此風説は岐阜縣ばかりでなく愛知縣下でも評判が高く既に同縣は海東郡砂子村中島郡祖父江村邊では所持の田畠を賣らうとするものがある様子だと愛岐日報にありましたが東京などでは其様な噂は少しも有りません

(評) 詐傳にしろ、コンナ古いやうな新らしい思想を、此時代に宣傳した者のあつた事は、假令何かの爲めにしたものとしても、實に驚くべしである

一一七

●屍姦者の怪しい口實

僧の慈心にて放免さる

(明治十七年九月十日「いろは新聞」第千四百三十号)

穴賀／居待の月も山の端の雲に隠れし雨催ひ遠寺の鐘も音絶へて草木も眠る丑満頃晝さへ凄き亂塔婆風に破れたる吊燈の夫かあらぬか人影の見ゆるは的然二三日前駒込の酒屋から妻のお何を埋葬なせし新佛の迷つて出るに相違ないと住持の某も薄氣味悪るく兩戸の此方に身を潜め雲間を洩るゝ月影に伺ひ見れば是は甚麼に亡靈ならぬ一人の若者件の墓を掘り起し生々しき女の死體を引出さんず形勢なれば猪は曲者ござんなれと棒押取て小脇に搔込み抜足しつゝ覗ひ寄り死體に手を掛け抱き起さんと俯したる男の背後より何者なるぞと聲掛ければ件の賊は驚き慌て其儘其所に俯伏つ拙者は決して偷盜する者に候はず宥させ玉へと一向に詫る様子の賊とも見えねば住持は猶更不審に堪へず段々仔細を問糺すと此男は此寺に程近き長屋に止宿し或學校へ通學する某縣の士族なるが如何なる宿世の因縁にや生來妻陰にて二十餘年の今日迄一度も用をなせし事なく斯くては生涯人間の交際を爲す事叶はず男子として生れし甲斐なけ

れば何卒して治せんものと漢洋醫の治療は勿論種々の呪ひ祈禱を爲したれども毫も其効なければ遺憾やる方なく歎息の外なかりしにこのごろ不圖或人の教に婦人の死骸に接する時は必ず即治の効ありとの説を聞きたれども容易く得べき業ならねば能き機會もがなと竊に心を憐まし居たる折柄一昨日當寺へ新葬になりしは若き女子なりと聞きたるより天の奥へと心に喜び遂に斯くの始末に及び面白もなき次第なれど何卒御僧の慈悲を以て事無便に取計ひ玉はれと無餘儀詫入るにぞ住職某も其情實を聞き憤然に思ひ犯罪人を出せしは小石川の或る法華寺にてつい二三日前の事なりしと南無

(評) 古來行はれた屍姦の目的であつた者が、右の如き遁辭を述べたのであらう

(註) 變態性慾者が好んで屍姦を行つた例は、古く平安朝時代にもあつたらし

又江戸末期の春本には、オンボウが若い女の屍體を棺から取り出して、それを犯してゐる圖がある、偶々の出来心で行つた事がヤミツキとなつて、斯くの如き淺ましい事を續行するのであらう

●新舊隨筆

天

外骨式發揮のツモリ

▲前島密の死後の光榮 前島密は明治初年に洋行して歐米各國の郵便制度を調査し、歸來其制度を我國に實行したのであり、又永く驛遞頭として功勞のあつた人であるが、その前島が存生中、外國の例に倣つて、自分の肖像を郵便切手に出す事にして呉れと要求したが、閣議でそれを許さなかつた、其口實は、政府の命令で洋行し、政府の任命で勤務したものである、郵便切手に彼の肖像を出せば、「明治新政府の當り物は郵便と警察だ」と云はれて居る程の事業を、彼れ一人に前島密の肖像が出されて居る、人間は生きて居る間には彼はと嫉まれるが、死ぬと光榮を得るものらしい

▲玉乃世履の息子さん 明治初期の司法官として精勤し後には大審院長にも成つた玉乃世履、其息子の一熊といふ人は今年六十歳、撞球界の名人であるさうだが、親族や知

人に見離されて生活に困り「地方で稼ぎして来る」と云つて出發したまゝ消息がないので、妻子五名は鈴ヶ森小學校長の厄介になつて居るとの事が諸新聞紙上に出て居た、積善の家には餘慶ありで、子孫繁榮でなくばならぬに、其反対なのは玉乃世履が國事犯者や民權家に對して冷酷無殘の重刑を加へた冥罰で、所謂積惡の家であるかららしい

▲福地源一郎の賭博好 明治十三年頃の新聞紙上に、築地の待合茶屋で、福地が伊藤博文等と共に賭博をやつて居た所を巡査に咎められたといふ記事があつたのを見て、其眞偽を疑つて居たが、其後明治十五年三月に、福地等が新富座で帝政黨の發表演説をした時の評判記を「いろは新聞」に載せて居たのを見ると、福地の條に「壇上に立つた立派さんは二十一や短冊の一件に詳細人とは見得ない」とあるので、サテはトランプ遊びや花合せの好者たりしことは、當時周知の事實であつたかと思ひ、前の新聞記事をも信ずることになつた

此福地源一郎は變節家として著名であり、其末路は甚だ振はないが、バクチの事は兎に角、大した罪作りでもなかつたか、子女の信世さんは大森で立派に暮し、厨川白村の末亡人蝶子さんは白粉を塗り立てシャナリ／＼でなるさうな

此處へ同切手の
古いのをおはり
付け下さい
ります
よく後世に傳は

▲牢屋が刑務所

犯罪常習者は監獄へ入れられる事を別

莊行きと唱へて居る、これも美化的の語と稱すべしであらうが、これに似た一例がある、昔は牢屋といつたのを明治の新政府は罪人に労役を課する車にしたので懲役場と改めた

それが懲役署と變り、監獄署と變つたのであるが、監獄の二字は文化的でないとして先年刑務所と改められた、然し

刑務所の刑は刑罰の刑であるから、これも監獄と大同小異であるとして、社會政策學者などの意見で、更に改稱される時代が来るかも知れない、其時は巢鴨別莊、小菅別莊となるであらう

▲徵兵除免案内

懲役と徵兵とは心のあるなしが相違だ

とは、曾て予が皮肉つた不穏の戲言であるが、徵兵にとられるのを懲役にやられるのと同様に心得た不埒者も多く、ガレをやつた者が少くない、それに乘じて

徵兵除免早見 一部價四錢 兎屋發兌（明治十二年）と公然新聞紙上に廣告する者もあり、それを内務省が禁止もせずに賣らせて居た

徵兵ノガレ、今なら罰金どころか懲役である、徵兵懲役ヤハリ縁ありかネ

▲外骨の著書と穗積陳重先生

愛順家諸氏へ御参考の一

事として茲に己惚の吹聴をいたす、昨年四月二十四日發行の『國民新聞』に「生前すばらしい讀書家であつた故穗積陳重先生は、死の間際まで頭は至つてハツキリして居たので手から本を放さなかつた、そして其最後に讀んで激賞止ま

なかつた本は、外國書でもなく、法律書でもなく、廢姓外骨氏が近頃出版した『明治演説史』であつたと云ふ、これは

家人も話し、外骨氏自身も誇つて吹聴する最近のニュースである、朴之助」とあつた、早く知つて居たら誇つて吹聴もしたであらうが、實は此新聞で初めて見た事である、其

後令息重遠先生にお目にかゝつた際、云々の事が新聞に出でるましたが、事實なのですかと伺つて見ると、重遠先生「ホントです、親父が讀んで聽せよと云ひますから、十頁ほど枕頭で音讀しますと、それを聽いて居て、外骨君も近頃はサイエンチフィックに成つたねーと云ひつゝ、果てたのです」との事、悲くもあり又嬉しい話であつた

斯くの如き光榮を得た『明治演説史』も、二千部製本したのが『明治密偵史』と共にマダ五百部ほど残つてゐます、前のお自慢話に釣られて御希望のお方があれば御注文下さい、洋装の豪本ですから大に割引してオヤスク差上げます



15
4201

}

終

